

議案第47号

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和7年9月10日提出

南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）の改正に伴い、本条例との整合を図る必要があるため提案する。

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成14年南風原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。